

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜日、
休日は、
がと、
日、
の翌日)

目 次

◇規 則

国有土地水面の使用料、占用料、産物採取料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県海岸法施行細則の一部を改正する規則

河川法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

規 則

国有土地水面の使用料、占用料、産物採取料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第十九号

国有土地水面の使用料、占用料、産物採取料徴収規則の一部を改正する規則

国有土地水面の使用料、占用料、産物採取料徴収規則（昭和二十三年八月鳥取県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国有土地使用料等徴収規則

第一条中「国有土地水面の使用又は占用若しくは産物採取を許可した」を「国有土地の使用又は産出物の採取の許可を受けた」に、「占用料、」を「又は」に改め、ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 知事は、次の各号の一に該当するときは、前項の使用料又は採取料を減免することができる。

- 一 公用又は公共用に供するため使用するとき。
 - 二 漁業又は農業の経営上必要な工作物を設置するため使用するとき。
 - 三 前二号に定めるもののほか、知事が特に必要があると認めるとき。
- 第二条中「料金は」を「使用料又は採取料は、」に改める。
- 第三条中「因り、」を「より」に、「占用料、」を「又は」に改める。
- 別表を次のように改める。

別表(第一条関係)

一 使用料

区	分	使用料	使用料		
			市の区域	町村の区域	
工 作 物 の 設 置 を 伴 う も の	電柱又は電柱の支線若しくは支柱	一本につき一	二四〇円	二二〇円	
	街灯(電柱であるものを除く。)	年	八〇円	六〇円	
	鉄塔	送電塔	使用面積一平方メートルにつき一年	一八〇円	一七〇円
		広告塔	表示面積一平方メートルにつき一年	一、〇〇〇円	五〇〇円
		その他の塔	使用面積一平方メートルにつき一年	一八〇円	一七〇円
	水管、下水	外径が〇・四メートル未満のもの	長さ一メートルにつき一年	三六円	三三円
		外径が〇・四メートル以上のもの	同上	九〇円	八〇円
		外径が一メートル以上のもの	同上	一八〇円	一七〇円
	管類	同上	同上	同上	
	標識	一本につき一年	一九〇円	一四〇円	
看板又は広告板	表示面積一平方メートルにつき一年	一、〇〇〇円	五〇〇円		
通路(橋を含む。)	使用面積一平方メートルにつき一年	六〇円	四〇円		
建物	同上	二二〇円	八〇円		
その他の工作物	同上	二二〇円	八〇円		

二 採取料

区	分	採取料
工 作 物 の 設 置 を 伴 わ ない も の	耕作地	使用面積一平方メートルにつき一年 六円
	放牧場又は魚貝養殖場	同上 三元
	その他のもの	同上 一〇〇円
		六〇円

区	分	採取料
土砂	一立方メートルにつき	五〇円
砂利(かき込み砂利を含む。)	同上	七〇円
栗石	同上	七〇円
転石	一個につき	五〇円(長径が五〇センチメートルを超える二〇センチメートルまでごとに五〇円を加算した金額)
竹木(埋もれ木を含む。)	時価を勘案して知事が定める額	

備考

- 一 表示面積とは、広告塔、看板又は広告板の表示部分の面積をいうものとする。
- 二 栗石及び転石とは、次に掲げるものをいうものとする。
 - 1 栗石 長径が八センチメートル以上三十センチメートル未満のもの

2 転石 長径が三十センチメートル以上のもの

三 使用面積、表示面積、物件の長さ若しくは採取量が一平方メートル、一メートル若しくは一立方メートル未満であるとき、又はこれらの面積、長さ若しくは量に一平方メートル、一メートル若しくは一立方メートル未満の端数があるときは、一平方メートル、一メートル又は一立方メートルとして計算するものとする。

四 使用期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは、月割りをもつて計算し、なお、一月未満の端数があるときは、一月として計算するものとする。

五 一件の使用料又は採取料の額が百円未満である場合における当該使用料又は採取料の額は、百円とするものとする。

附則

1 この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

2 この規則施行の際現に国有土地を使用している者のうち改正後の国有土地使用料等徴収規則（以下「改正後の規則」という。）別表の一の表の工作物の設置を伴うものの建物又は他の工作物の項の規定の適用を受けることとなる者に係る使用料の額については、次の表の上欄に掲げる期間においては、同表の中欄に掲げる額はそれぞれ同表の下欄に掲げる額に読み替えて、改正後の規則別表の一の表の規定を適用する。

昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日まで	一、二〇〇円	七五円
昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日まで	八〇〇円	五〇〇円
昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日まで	一、二〇〇円	一、〇〇〇円
十一月日まで	八〇〇円	六五円

鳥取県海岸法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十号

鳥取県海岸法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県海岸法施行細則（昭和三十五年五月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第五条関係）

一 占用料

区 分	電柱又は電柱の支線若しくは支柱 街灯（電柱であるものを除く。）	年	占 用 料		
			単 位	金 額	
鉄塔	送電塔	占用面積一平方メートルにつき一年	市 の 区 域	二四〇円	町 村 の 区 域
				一八〇円	
鉄塔	送電塔	表示面積一平方メートルにつき一年	市 の 区 域	一、〇〇〇円	町 村 の 区 域
				五〇〇円	
鉄塔	送電塔	占用面積一平方メートルにつき一年	市 の 区 域	一八〇円	町 村 の 区 域
				一七〇円	
鉄塔	送電塔	占用面積一平方メートルにつき一年	市 の 区 域	一八〇円	町 村 の 区 域
				一七〇円	

附 則

1 この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。
 2 この規則施行の際現に海岸保全区域を占有している者のうち改正後の鳥取県海岸法施行細則（以下「改正後の規則」という。）別表の表の工作物の設置を伴うものの建物又はその他の工作物の項の規定の適用を受けることとなる者に係る占有料の額については、次の表の上欄に掲げる期間においては、同表の中欄に掲げる額はそれぞれ同表の下欄に掲げる額に読み替えて、改正後の規則別表の表の規定を適用する。

昭和五十一年四月一日から昭和五十一年三月三十一日まで	一一〇円	七五円
	八〇円	五〇円
昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日まで	一一〇円	一〇〇円
	八〇円	六五円

河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十一号

河川法施行細則の一部を改正する規則

河川法施行細則（昭和四十年八月鳥取県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第四条関係）

一 流水占有料

(一) 発電のための流水占有料

次のイ及びロによりそれぞれ算定して得た額を合算して得た額

イ 常時理論水力一キロワットにつき一年 一、一六〇円

ロ 最大理論水力と常時理論水力との差一キロワットにつき一年 五八〇円

(二) 工業又は鉱業のための流水占有料

毎秒一リットルにつき一年 二、〇〇〇円

二 土地占有料

区 分	単 位	占 用 料	
		金 額	市 区 域 町 村 区 域
電柱又は電柱の支線若しくは支柱 街灯（電柱であるものを除く。）	年一本につき一	二四〇円	二二〇円
	占用面積一平方メートルにつき一年	八〇円	六〇円
送電塔	占用面積一平方メートルにつき一年	一八〇円	一七〇円
	表示面積一平方メートルにつき一年	一、〇〇〇円	五〇〇円
鉄塔	占用面積一平方メートルにつき一年	一、〇〇〇円	五〇〇円
広告塔	占用面積一平方メートルにつき一年	一、〇〇〇円	五〇〇円

工作物の設置を伴わないもの		工作物の設置を伴うもの		その他の塔		その他の工作物		その他の工作物												
貯木場	その他のもの	耕作地	放牧場又は魚貝養殖場	耕作地	放牧場又は魚貝養殖場	標識	看板又は広告板	通路(橋を含む。)	建物	その他の工作物	外径が○・四メートル未満のもの	外径が○・四メートル以上一メートル未満のもの	外径が一メートル以上のもの	長さ一メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年
三円	一〇〇円	六円	三円	三六円	九〇円	一八〇円	一九〇円	六〇円	二二〇円	二二〇円	三六円	九〇円	一八〇円	一九〇円	二〇〇円	二〇〇円	二〇〇円	二〇〇円	二〇〇円	二〇〇円
二円	六〇円	四円	二円	三三円	八〇円	一七〇円	一四〇円	四〇円	八〇円	八〇円	三三円	八〇円	一七〇円	一四〇円	五〇〇円	四〇円	四〇円	四〇円	四〇円	四〇円

三 河川産出物採取料

区分	単位	金額	採取料
土砂	一立方メートル	五〇円	
砂利(かき込み砂利を含む。)	一立方メートルにつき	七〇円	
栗石	一個につき	七〇円	
転石	一個につき	五〇円を長径が五〇センチメートルを超える二〇センチメートルまでごとに五〇円を加算した金額	
竹木(埋もれ木を含む。)	時価を勘案して知事が定める額		

備考

- 表示面積とは、広告塔、看板又は広告板の表示部分の面積をいうものとする。
- 栗石及び転石とは、次に掲げるものをいうものとする。
 - 栗石 長径が八センチメートル以上三十センチメートル未満のもの
 - 転石 長径が三十センチメートル以上のもの
- 占有面積、表示面積、物件の長さ若しくは採取量が一平方メートル、一メートル若しくは一立方メートル未満であるとき、又はこれらの面積、長さ若しくは量に一平方メートル、一メートル若しくは一立方メートル未満の端数があるときは、一平方メートル、一メートル又は一立方メートルとして計算するものとする。
- 占有期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端

数があるときは、月割りをもつて計算し、なお、一月未満の端数があるときは、一月として計算するものとする。

五 一件の占用料又は採取料の額が百円未満である場合における当該占用料又は採取料の額は、百円とするものとする。

附則

1 この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

2 この規則施行の際現に河川区域内の土地を占用している者のうち改正後の河川法施行細則（以下「改正後の規則」という。）別表第二の二の表の工作物の設置を伴うものの建物又はその他の工作物の項の規定の適用を受けることとなる者に係る占用料の額については、次の表の上欄に掲げる期間においては、同表の中欄に掲げる額はそれぞれ同表の下欄に掲げる額に読み替えて、改正後の規則別表第二の二の表の規定を適用する。

昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日まで	一〇〇円	七五円
	八〇円	五〇円
昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日まで	一〇〇円	一〇〇円
	八〇円	六五円

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十二号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第十二号から第十五号までを次のように改める。

十二から十五まで 削除

別表第十六号中「四百円」を「二千円」に改め、同表第十七号中「百円」を「五百円」に改め、同表第十八号中「二百円」を「千円」に改め、同表第十九号中「四百円」を「二千円」に改め、同表第二十号中「基く」を「基づく」に、「五千元」を「一万元」に改め、同表第二十一号中「千円」を「二千円」に改め、同表第二十二号中「基く」を「基づく」に、「五百円」を「千円」に改め、同表第二十三号中「書換」を「書換え」に、「百円」を「五百円」に改め、同表第二十四号中「二百円」を「千円」に改め、同表第七十七号中「百五十円」を「二百五十円」に、「五十円」を「百円」に改め、同表第二百二十号中「二千五百円」を「一万元」に改め、同表第二百二十三号中「千円」を「四千元」に改め、同表第二百二十四号及び第二百五号を次のように改める。

百二十四 医薬品販売業許可申請手数料 一万元

百二十五 医薬品販売業許可更新申請手数料 四千元

別表第二百六号及び第二百七号中「五百円」を「二千五百円」に改め、同表第二百八号中「百円」を「五百円」に改め、同表第二百九号中「二百円」を「千円」に改め、同表第三百十号中「百円」を「五百円」に改め、同表第三百十一号中「二百円」を「千円」に改め、同表第三百三十

二号中「百円」を「五百円」に改め、同表第百三十三号中「二百円」を「千円」に改め、同表第百三十三号の二中「百円」を「五百円」に改め、同表第百三十三号の三中「二百円」を「千円」に改め、同表第百三十三号の四中「二千円」を「二千五百円」に改め、同表第百四十三号中「百円」を「三百円」に改め、同表第百四十四号から第百四十七号までを次のように改める。

百四十四 削除

百四十五 家畜投薬手数料

牛 五百円
豚 二百円

百四十六 家畜注射又は家畜薬浴の手数料

家畜注射手数料

豚コレラ 百円

炭疽^そ 百円

豚の流行性脳炎 五百円

気腫^{しゅ} 百二十円

牛の流行性感冒 北研毒予防液 二百六十円

家衛試毒予防液 百二十円

ニューカッスル病 八円

豚丹毒 九十円

その他血清類 七百元

家畜薬浴手数料 百五十円

百四十七 家畜検査手数料

結核病 百円

ブルセラ病 百円

馬伝染性貧血 百円

雛^{ひな}白痢 七円

腐蛆^そ病 二十円

ニューカッスル病 二十円

マイコプラズマ病 二十円

別表第百四十八号中「五十円」を「百円」に改め、同表第百六十九号を次のように改める。

百六十九 削除

別表第百四号及び第百五号中「三百円」を「五百円」に改め、同表第百六号中「行なう」を「行う」に、「千円」を「千五百円」に、「四千円」を「八千五百円」に改め、同表第百七号中「三百円」を「五百円」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十三号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第百十一条第一項第一号中「二十万円をこえない」を「三十万円を超えない」に改める。

第百十七条を次のように改める。

(検査及び検査調書の作成)

第百十七条 契約担当職員は、工事若しくは製造その他についての請負契約若しくは物件の買入れその他の契約が履行されたとき、又はこれらの契約の既済部分若しくは既納部分に対し完済前若しくは完納前に代金の一部を支払う必要があるときは、自ら又はその職員に命じて必要な検査をしなければならない。

2 前項の規定により検査をした職員は、その検査結果に基づき検査調書を作成しなければならない。この場合において、知事が別に定める契約については、契約者が提出した完了届書、納品書又は請求書に当該検査をした職員が検査結果を証明することにより検査調書に代えることができる。

第百二十一条第二項第一号中「二十万円以上」を「三十万円以上」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十四号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一号(13)を次のように改める。

(13) 削除

別表第一号(43)を次のように改める。

(43) 削除

別表第一号(51)を次のように改める。

(51) 二級建築士試験受験手数料の額を定める規則(昭和四十年四月鳥取県規則第十八号)に基づく手数料

別表第一号(56)中「許可」を「許可等」に改め、同表第二号(59)中「許可手数料」を「許可申請手数料等徴収」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。